

発議第1号

ロシアのウクライナ侵攻に強く抗議する決議

上記の議案について、地方自治法第112条及び東浦町議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和4年3月8日提出

提出者	東浦町議会議員	前	田	明	弘	
賛成者	東浦町議会議員	向	山	恭	憲	
	東浦町議会議員	三	浦	雄	二	
	東浦町議会議員	米	村	佳	代子	
	東浦町議会議員	鏡	味	昭	史	
	東浦町議会議員	秋	葉	富	士子	
	東浦町議会議員	間	瀬	宗	則	
	東浦町議会議員	間	瀬	元	明	
	東浦町議会議員	水	野	久	子	
	東浦町議会議員	小	松	原	英	治
	東浦町議会議員	大	川		晃	
	東浦町議会議員	山	田	眞	悟	
	東浦町議会議員	長	屋	知	里	
	東浦町議会議員	田	崎	守	人	
	東浦町議会議員	杉	下	久	仁子	

提案理由

ロシアのウクライナ侵攻に強く抗議するため、提案するものである。

ロシアのウクライナ侵攻に強く抗議する決議

ロシアは、国際社会の度重なる警告を無視し、2月24日、ウクライナへの軍事侵攻を開始した。

その後、民間人を含め多数の犠牲者を出し続け、核兵器の使用も示唆した上、さらには原子力発電所への攻撃も行っている。

ロシアによる一連の行為は、ウクライナへの重大な主権侵害であり、国際社会ひいては我が国の平和と秩序、安全を脅かし、かつ明らかに国連憲章に違反している。

また、世界の安全保障と国際秩序を脅かす侵略行為である。

本町は、平成7年10月に非核・平和宣言を行い、非核平和行政を進めている自治体である。

そのことから、本町議会は、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻、核兵器の使用示唆及び原子力発電所への攻撃に対し、強く抗議するとともに、ロシア政府に対し、ロシア軍をウクライナから完全かつ無条件で直ちに撤退すること及び国際法に基づく誠意ある対応を強く求める。

以上のとおり決議する。

令和4年3月8日

東 浦 町 議 会